

公売保証金受入時に必要な書類（法人の場合）

□ 法人代表者の本人確認書類（※）

- ・「運転免許証」、「マイナンバーカード」、「パスポート」等の顔写真付きで住所、氏名及び生年月日が確認できる書類をご提示ください。
- ・代理人が来庁される場合は、代理人の本人確認書類をご提示ください。

□ 登記事項証明書

- ・3か月以内に取得したものをご用意ください。

□ 委任状（代理人の場合）

- ・法人の代表者印を押印してください。
- ・3か月以内に取得した「委任者の印鑑登録証明書」を添付してください。

□ 陳述書（法人用）

- ・公売期日の前日までにご提出ください。
- ・インク又はボールペンで記入してください。
- ・提出後に陳述書（別紙を含む。）の訂正及び追完はできません。
- ・「入札者（買受申込者）である法人の役員に関する事項」を併せて提出してください。
- ・入札者（買受申込者）が宅地建物取引業又は債権管理回収業の事業者の場合は、その許認可を受けた文書（「宅地建物取引業の免許証」又は「債権管理回収業の許可証」）の写しを陳述書に代えることができます。

□ 公売保証金還付請求書兼口座振替依頼書

- ・還付先は、法人名義の口座に限ります。

□ 共同入札代表者の届出書

- ・共同入札者全員の住所（所在地）及び氏名（名称）を自筆にて連署してください。
- ・当日代表者のみが来場する場合は、代表者以外の共同入札者全員の「委任状」及び「印鑑登録証明書」が必要となります。（※）
- ・当日代表者が変更となった場合は、公売会場において「共同入札代表者の届出書」、「委任状」及び「印鑑登録証明書」の再提出が必要となります。（※）

□ 公売保証金の領収書（※）

- ・公売保証金を会計課窓口にて納付せず金融機関にて納付される場合は、納付確認を行うためにその「領収書」を公売申込期間中に収納課まで持参してください。
- ・公売当日は会場に持参してください。

（※）印の付してある書類は、入札当日にも必要となるものです。